

○公有水面埋立法施行令の一部改正について

昭和六一七一八 港管二〇五二二
各都道府県知事より建設省港務局長通達
各港務管理者の長より建設省河川局水政課長通達

公有水面埋立法施行令の一部を改正する政令(昭和六一年政令第二百五十七号)の施行については、昭和六一年七月一八日付け港管第二〇五二二号・建設省河政第四三号をもつて運輸省港湾局長・建設省河川局長(以下「局長通達」という)により通達されたところであるが、同通達によるほか、下記に留意の上遺憾のないようにされたい。

一 公有水面埋立法施行令第七条第二号ただし書の適用を受ける埋立てに係る公有水面埋立法施行規則第三条第十号の図書は、国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立てと地域の終局的発展との関係を示した書類とすること。

二 局長通達記2①の「計画」は、その策定又は承認に当たつて当該地方公共団体の環境保全部局、水産部局、都市計画部局その他関係部局が関与した総合的な計画であること。

三 局長通達2①の「計画」に、具体的に埋立計画が記載されていることは必ずしも必要ではないこと。

○公有水面埋立法による認可申請書の取扱いについて

昭和四七一五一八 建設省河政第二〇五二二号
各都道府県知事より建設省河川局長通達
各港務管理者の長より建設省河川局水政課長通達

公有水面埋立の免許について、公有水面埋立法の規定により建設大臣の認可を要する場合において、都道府県知事の提出する認可申請書は地方建設局長を経由することを要しないものであるので、念のため通知する。

なお、河川法が適用又は準用される河川の埋立てについては、「河川法の施行について」(昭和四十年三月二十九日建設省河第五十八号建設事務次官通達)の十五の(1)により、河川管理者及び公有水面埋立免許権者はあらかじめ協議調整することとは勿論、公有水面埋立法施行令第三十二条第二号に該当する埋立てについても、公有水面埋立免許権者は、河川管理者とあらかじめ協議し、調整を図ることとされた。

(説明)

河川法(昭和二十九年法律第二百六十七号)が適用又は準用される河川における埋立てについては、前記事務次官通達により河川管理者及び公有水面埋立免許権者はあらかじめ協議することとさ

れており、このことは、河川の河口附近における埋立てについても同様の適用をすべきものであるが、これらの事前協議があらかじめ十分に行なわれないため認可申請書について協議が行なわれ、これに相当の日数を要し、そのため認可申請書が本省に到着するのが非常に遅延している事例がある。

しかし、公有水面の埋立ては、権利を設定するものであり、かつ、地元市町村議会の諮問も了した重要な行政処分であるから、このような事務処理の遅延は到底許されないものであることは、公有水面埋立二箇所取扱方ノ件(甲)(大正十一年四月二十日発土第二十五号土木局長通牒)の趣旨からもうかがわれるところである。

従つて、認可申請以前の段階でできれば、地元市町村会への意見諮問の前ににおいて、埋立て免許権者である知事と河川管理者が、あらかじめ協議調整するものとし、協議調整の状況を認可申請時に明らかにするものとする。

また、埋立て免許権者は、できるだけ認可申請以前の審査段階において、埋立て計画の概要について本省とも事実上の協議をすることとされたい。

○公有水面の埋立てにより不用に帰した国有地の処理について

昭和四五一四一五 建設省河第五十八号
各都道府県知事より建設大臣官房長通達
河川局長

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二千五百条の規定に基づく公共の用に供する国有地で、埋立てに関する工事の施行により不用に帰したたるもの(以下「埋立て背後地」という)の処理については、従来から免許権者において処分すべき旨指導してきたところであるが、このたび、大蔵省理財局長から別紙のとおり通知があつたので、今後は、下記により処理し、遺憾のないよう措置を新たに命により通知する。

- 一 埋立て背後地の埋立てに対する面積比が一〇〇パーセントをこえない場合
- (1) 埋立て背後地の下付申請は、埋立て免許申請とともに併せて行なわせるものとする。
- (2) 埋立て免許権者である知事(以下「免許権者」という)は、埋立て背後地について公有水面埋立法第二十五条の規定を適用しようとする場合には、当該国有地の財産管理者としての

部局長である知事(以下「部局長」という)にこの旨を通知し、用途廃止を依頼する。

(3) 部局長は(2)の通知に係る当該国有地について用途廃止をする場合には、国有財産法施行令(昭和二十二年政令第二百四十六号)第五条第二項の規定により、あらかじめ、財務局長に通知する。なお、この通知に対し、財務局長は、形式的審査を行なうのみで、用途廃止について同意を与えることになつていている。

(4) 部局長は、埋立ての竣工認可前であつても、公共用財産としての実態を喪失した場合に、当該国有地の用途廃止を行ない、免許権者にこの旨を通知する。なお、当該用途廃止については、建設省所管国有財産取扱規則(昭和三十年建設省訓令第一号)第十七条第二項の規定による建設大臣の承認があつたものとして取り扱う。

(5) 用途廃止された埋立て背後地は、国有財産法施行令第五条第一項第四号該当の引継不適当施設として引き続き部局長が管理する。

(6) 財産として引き続き埋立ての竣工認可と同時に又は竣工認可後すぐやかに免許権者が行なう。したがつて、公有水面埋立法第二十五条规定する国有地の範囲、国有地を下付する相手方及び有償無償の決定は、免許権者が行なう。なお、有償の場合における国有地の評価については、大蔵省の定める基準により